

大府市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について大府市に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月6日

大府市長 岡村 秀人

☐ 都市計画の種類及び名称

- ・知多都市計画生産緑地地区の変更（大府市決定）

☐ 縦覧期間

- ・令和7年10月6日（月）～令和7年10月20日（月）
ただし、閉庁日は除く
- ・午前9時00分から午後5時00分まで（水曜日は午後7時45分まで）

☐ 縦覧場所

- ・大府市役所 都市整備部 都市政策課